

高知工科大学における公的研究費の不正使用等に係る調査方針

平成 27 年 3 月 1 日

（趣旨）

1 この方針は、高知工科大学研究費管理規程第 13 条で規定する研究費の不正使用等に関する調査の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

2 この方針における公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等から本学に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

（告発等の取扱い）

3 告発等（報道や会計検院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告しなければならない。

（調査）

4 調査が必要と判断された場合は、不正防止推進委員会で不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を実施する。

（2）不正にかかる調査体制には、構成かつ透明性の確保の観点から、学外の第三者を含めるものとする。

（3）調査に当たる委員は、告発者、被告発者等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

（調査中における一時的執行停止）

5 不正防止推進委員会は、調査中において、必要に応じて、被告発者等の調査対象者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

（認定）

6 不正防止推進委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

（配分機関への報告及び調査への協力等）

7 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

（2）告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が

関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。

(3) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。

(4) 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

(5) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(懲戒処分)

8 不正に関与した者の懲戒処分等の取扱いについては、高知県公立大学法人職員就業規則による。

附 則

この調査方針は、平成27年3月1日より施行する。

附 則

この調査方針は、平成27年4月1日より施行する。